

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての陳情

### 討論要旨 大島もえ議員

日本では、民法及び戸籍法により、夫婦は婚姻時にいずれか一方が必ず姓、氏、以降は名字と言い換えますが、それらを改めなければならないという夫婦同姓制度が採用されております。婚姻制度による家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けられるのは、婚姻の際にどちらかが名字を変えた方々のみとなっております。言い換えれば、名字を変えずに自分の生まれたままの名前で生きる選択をした方々には、法律婚が現在選択できません。これは法の下での不平等状態です。国際的には、夫婦同姓としていた国が次々と法改正を実施し、現在、婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は日本のみとなっております。

世界で人権意識がますます高まる中、80億人口みんなで誰一人取り残さないことを目標に定めたグローバルスタンダードは今、これまで透明化されてきた不便や不利益を感じている人々をも含めて社会なのだという多様性の中の統合を目指しています。生まれ持った姓を変えずに名乗り続けることを法律婚の選択肢として認め、法による保護と社会的公証を受けられるようにしようという本陳情の趣旨は、これらの世界的価値観と合致します。

本陳情が付託された都市環境委員会の審査では、家族は同一の姓を名乗ることが伝統的家族観から大切だという趣旨の反対意見が述べられました。夫婦同姓の歴史は、今から126年前、何と1898年明治31年に明治民法施行によって確立された家制度によってもたらされ、当時は、女性は法的に無能力者と位置づけられていました。財産を持つ権利も親権も参政権もなく、女性が働くことも土地の売買や借金などの契約を結ぶことも、全て夫や夫の父など家長の許可制でありました。そして77年前、日本国憲法が公布された翌年に、男女平等と個人の尊重の理念に沿って、民法も改正され、その根拠となっていた家制度も廃止されたことで、結婚に関する制度は大きく変わり、今に至ります。

市川房枝さんらが半世紀前の1974年、生まれながらの姓をなぜ結婚で変えなければならないのか、女のみが家制度の亡霊に悩まされているとした趣意書で署名を集め、翌1975年に民法750条改正を求める国会請願を提出し、日本政府は、1985年には国連女性差別撤廃条約を批准し、国連女性差別撤廃委員会からは、人権侵害やジェンダー平等といった観点から、夫婦同姓の強制を廃止するよう過去3回の改善勧告を受け、この秋、4回目の勧告目前であります。

家族の一体感、チームワークは、双方のたゆまぬ愛情と尊敬により育まれるものであり、同じ名字を名乗ることによってのみ育まれるものではあ

りません。私自身も両親の離婚によって子供時代には2つの名字を経験しました。子供時代の変更ですので、私の選択によるものではありませんが、一方の親と別の名字になったことを理由として、両親へのリスペクトが失われるものではありませんでした。自分の名字を選ぶ権利は、私の手の中にあるのか、家長が決めることなのか、または国家の定められるものであるのか、いま一度、共に考えたいと思います。

現制度の課題としては、95%以上の圧倒的多くは女性側が名字を変更している現状において、その名字を変えることによる負担は、女性側に偏っていることにもあります。

4つの困難点を挙げます。

1、契約、手続を行う際のトラブル。2、キャリアを積む上での不利益、不都合。3、海外に渡航する際のトラブル。4、結婚、離婚などプライバシー情報の侵害など、幾つもあります。

ダブルネームと言われる旧姓、通称、ビジネスネームの使用では、これらの課題は解決できないことが表面化しています。最も大切なことは、不便だから、便利だからという観点にとどまらず、アイデンティティーを守ることです。一人一人の姓、名は、性別にかかわらずその人格を示すものであり、職業人にとってはこれまで築いてきた社内外の実績や信用、人脈などがひもづくキャリアそのものです。これらを保持するためにも、結婚というライフイベントを経ても、本人が望めば、自らがアイデンティティーを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、性別に関係なく、全ての人々が自らのキャリアやアイデンティティーを守って生きていける観点からも、人権を尊重する大切な取組です。

憲法第13条、氏名権、第24条第1項、婚姻の自由、第2項、両性の本質的平等、そして憲法第14条、全ての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない。国は、全ての家族を法的に保護する責任があります。国が個人のアイデンティティーに踏み込み、私が決める権利に踏み込み、現行制度についてこられる人のみが法的に守られるという選択肢のない社会に生きづらさを感じている人がいると気づいた今、可視化、見える化された課題を先送りすることなく、解決するための変化を起こし、公正で多様な家族を包摂する豊かな社会を実現することが政治の使命です。政治は私たち一人一人の心強い味方として私たちのそばにあります。どなたの選択も尊重され、応援される誰一人取り残されない社会こそ次の代に渡していきたいと願う全ての皆様方と共に、この陳情に賛成します。